

7 介護第 2999 号
令和 8 年 2 月 13 日

訪問介護事業所及び指定相当訪問型サービス事業所 管理者 様

高知市介護保険課長

令和 7 年度後期分 訪問介護事業所及び指定相当訪問型サービス事業所における
同一建物減算の届出について（通知）

日頃は、高知市の介護保険事業の健全な運営にご尽力くださり、感謝申し上げます。
つきましては、下記のとおり減算に該当する事業所は、必要書類を提出してください。

記

1 減算内容及び算定要件について

減算内容	算定要件
① 10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (②及び④に該当する場合を除く)
② 15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③ 10%減算	上記の①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
④ 12%減算	<u>正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合</u>

※位置図については、別添 1 を参照

2 判定期間等（上記④に該当する場合）

	判定期間	提出期限	減算適用期間
前期	3月1日から 同年8月31日まで	9月15日まで(必着)	10月1日から 翌年3月31日まで
後期	9月1日から 翌年2月末日まで	3月15日まで(必着)	4月1日から 同年9月30日まで

3 提出書類等

・減算の該当有無及び各提出書類については、介護保険課ホームページに掲載しております。当該ページに掲載している別添1の「考え方」及び「フロー図」を必ずご確認ください、必要に応じて各様式をダウンロードして事業係までご提出ください。

(該当ページ：<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/24/douitutatemono.html>)

・同一建物減算に係る計算書(別紙10)は、計算の結果が90%を超えなければ提出は不要ですが、作成した書類は各事業所において5年間保存し、本市の実地指導等の際に確認できるようにしてください。

・様式の記入方法については、別紙の記入例をご覧ください。

【問合せ・提出先】

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号
高知市健康福祉部介護保険課事業係 入交 森岡 益田
TEL 088-823-9972 FAX 088-824-8390
E-mail：kc-110101@city.kochi.lg.jp